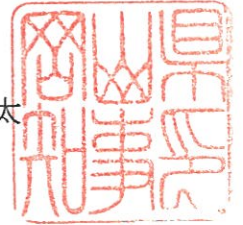


一般競争入札（条件付） 公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和 8 年 5 月 14 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度岡山県産業廃棄物ミニ実態調査業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(3) 履行場所

岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所

2 入札に参加できる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「4. 調査・研究（情報・通信サービスを除く）」のうち、小分類「1. 調査・研究（社会経済分野）」及び「2. 調査・研究（自然科学分野）」であり、格付区分が A 又は B であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 都道府県における産業廃棄物の排出及び処理の実態を把握するための調査を令和 2 年度以降に都道府県から受託した実績があること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県環境文化部循環型社会推進課
電話番号：086-226-7308
ファクシミリ番号：086-224-2271

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年5月14日(木)から同年5月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月14日(木)から同年5月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 閲覧及び配布の期間

令和8年5月14日(木)から同年5月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧及び配布の場所

上記3の場所に同じ。

(4) 入札参加資格要件の審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記(5)ウの宛先にファクシミリで送信する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年5月14日(木)から同年5月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 方法

「仕様書に対する質問・回答書」に記入の上、ファクシミリで送信すること。

ウ 宛先

岡山県環境文化部循環型社会推進課
ファクシミリ番号：086-224-2271

5 入札の日時及び場所等

(1) 日時
令和8年6月11日(木) 11時00分

(2) 場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階 入札室

(3) 提出方法
持参(郵送又は電送による入札は認めない。)

(4) その他

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「規則」という。)第133条第3号に該当するため、免除する。

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札、その他規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

